

歯科外来診療環境体制加算に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年八月十九日

西村まさみ

参議院議長 山崎正昭殿



## 歯科外来診療環境体制加算に関する質問主意書

歯科の外来診療においては、患者にとってより安全で安心できる歯科医療の環境整備を図る観点から、平成二十年四月の診療報酬改定において、「歯科外来診療環境体制加算」が設けられた。今年で施行から七年が経過したが、平成二十五年現在の歯科外来診療環境体制加算の届出歯科医療機関数は全歯科診療所の十二％にとどまっており、来年の診療報酬改定に向けて歯科外来診療環境体制加算に関する施設基準（以下「施設基準」という。）の再検討を議論すべきと考え、以下質問する。

一 届出歯科医療機関数が全体の約一割という現状を踏まえ、施設基準見直しの必要性について政府の見解を明らかにされたい。

二 平成二十一年度のみについて歯科外来診療環境体制加算の実施状況調査が行われたが、それ以降は行われていない。歯科外来診療環境体制加算が設けられた当時と比較して届出歯科医療機関数が三倍近くに増え、医療機関の取組内容や患者の安心感等に変化が表れている可能性があると考え、再度の実施状況調査を行う予定はないか、政府の見解を明らかにされたい。

三 施設基準としてAEDの設置があるが、AEDを保有している歯科の医療機関数及びAEDが実際に使

用された回数について示されたい。また、AEDを保有している医科の医療機関数を示されたい。

四 平成二十六年五月十五日の参議院厚生労働委員会において、「歯科の外来診療、この中で、例えば安全、安心の面からは、誤嚥のおそれのあるような大変小さな治療器具をお使いになる場合がある、あるいは歯冠修復等の場合の補綴物、こういうものも対応される場合もある、そういうものの誤嚥のおそれがある、これも防止しなきゃいけない。」と政府は答弁している。施設基準として歯科用吸引装置等の設置が定められているが、歯科用吸引装置等の誤嚥防止に対する効果について示されたい。また、歯牙の切削や義歯の調整、歯の被せ物の調整時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境確保が定められているが、そのための装置の効果に関する根拠・データ、また、それらによりバクテリアやウイルス感染を防ぐことができる効果の根拠・データについて示されたい。

右質問する。